

令和7年10月10日

EU の新たな出入域システム (EES) の段階的な運用開始のお知らせ

2025 年 10 月 12 日から出入国に係る情報を電子的に記録する欧州連合 (EU) の新たな出入域システム (EES: Entry/Exit System) の段階的な運用が開始されます。対象者は、日本を含む非 EU 加盟国からシェンゲン協定加盟国の欧州 29 か国に観光や出張等の短期滞在を目的として入国する渡航者です。欧州 29 か国の空港等の国境検問所において、パスポート情報 (氏名、生年月日、国籍等)、生体認証データ (顔写真及び指紋)、出入国記録等が電子システムに登録されます。シェンゲン協定加盟国に入国する際に、指紋の登録及び顔写真の撮影が行われ、これらを拒否した場合にはシェンゲン協定加盟国への入国はできません。なお、渡航前に事前に行う手続はないため、入国時に係官の案内に従ってください。

EES の詳細については、以下のサイトに掲載されておりますのでこちらをご確認ください。

■ EU のサイト: <https://travel-europe.europa.eu/ja/ees##>

■ 駐日 EU 代表部のサイト: <https://eumag.jp/article/basicinfo0724a/>